

未来社会創造事業 知的財産マネジメント基本方針 主な改定事項リスト

	項目	改定概要
第 1.1 版	—	語句の統一等、誤記の修正。
第 1.2 版	7. (7)②	協議の対象とするバックグラウンド IP について、「本事業の成果の実施に関係するもの」に限定。
第 1.3 版	6. (1)④	文意を明確化。
第 1.3 版	11.	本方針に対して委託研究契約書が優先される旨を追記。
第 1.4 版	6. (1)本文および③	産業術力強化法の改正に伴い、同法第 19 条「国が委託した研究及び開発の成果等に係る特許権等の取扱い」の条文が第 17 条となったことによる関係法令・政令の条項数修正。(条文内容に変更なし)
第 1.5 版	(参考)(3)	意匠法の改正に伴い、同法第 2 条第 3 項、とあるのを同法同条第 2 項に修正。